

「墨田区議会基本条例の運用に係る検討課題」検討結果

NO.13	優先度B2		
検討課題	特別委員会の運営方針・公表		
条文	<p>(特別委員会の設置方針等)</p> <p>第15条 議会は、特別委員会の設置については、特定事件の調査研究をするという設置目的に鑑み、議会が果たすべき機能を十分に発揮し、区政の課題の変化及び社会経済情勢の変化に的確に対応し得るものとなるようにしなければならない。</p> <p>2 議会は、毎年、特別委員会の設置について、必要な見直しを行わなければならない。</p> <p>3 特別委員会は、毎年、その運営に関する方針を定め、これを公表しなければならない。</p>		
具体的な運用方法等	<p>1 運営方針の決定方法 各特別委員会委員長は、毎年、招集議会後、初めて開会する特別委員会において、政策会議における特別委員会の見直しについての報告を踏まえ、当該特別委員会の年間の運営方針を協議し決定し、別紙のとおりまとめ、議長に報告する。</p> <p>2 運営方針の内容 運営方針には、次の内容を定める。 ア 調査の目的 イ 調査のテーマ及びその内容 ウ 調査の期間及びスケジュール エ 調査の手法等</p> <p>3 運営方針の公表方法 議長は、各特別委員会委員長からの運営方針の報告後、速やかに区議会ホームページにおいて公表し、直近の区議会だよりにその概要を掲載する。</p>		
関係例規の改正等	例規等の題名		
	改正等の内容		



○年度 ○○○○特別委員会 運営方針

1 調査の目的

--

2 調査のテーマ及びその内容

(テーマ)
(内 容)

3 調査期間及びスケジュール

--

4 調査の手法等

項 目		予定の有無 (○/×)
行政調査の実施		
議会基本条例 第13条関係	委員相互間の議論	
	議事堂外の場所における委員会の開会	
	区民等との意見交換会等の開催	
議会基本条例 第14条関係	政策立案及び政策提言の積極的な実施	
	条例案（区長が提出した条例案に対する修正案を含む。）の提出	
議会基本条例 第20条関係	公聴会の開会	
	参考人の招致	

《概要》